

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

学校法人聖ヶ丘学園

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年6月1日～2025年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1:全職員の有給休暇取得率を60%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 2022年7月～ 管理職が率先して有給休暇を取得できるよう、施設長会議にて検討する。
- 2022年10月～ 有給休暇の取得率が低い職員に、管理職による面談を実施する。
- 2023年4月～ 有給休暇の取得率が低い管理職に、理事長による面談を実施する。
- 2024年4月～ 有給休暇の取得率が低い施設を指導し、改善を図る。

以上